

平成28年度人事行政の運営等の状況

1 職員の任免及び職員数の状況

市職員の任用は、地方公務員法の定めるところにより、競争試験の受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行っています。

市では、事務の統廃合及び縮小、指定管理者制度等による民間活力の導入、情報化の推進等により、引き続き職員数を抑制していきます。

(1) 職員の任免

区分	平成27年度の退職者数					平成28年4月1日付 採用者数	平成28年4月1日現在 職員数
	定年退職	普通退職	早期退職	その他 (死亡等)	計		
行政職（一）	94	35	15	48	192	196	2,445
行政職（二）	16	1	0	10	27	19 (常勤再任用職員等を含む)	165
計	110	36	15	58	219	215	2,610

(注意)

- 行政職（一）とは、一般事務職・技師職（土木、建築など）・専門職（保育士、保健師など）・消防職をいい、教育職（教諭）・医療職を含みます。
- 行政職（二）とは、技能労務職（技術員、給食調理員、用務員など）をいいます。

(2) 部署別職員数（平成28年4月1日現在）

区分	部署名	人数
市長部局	総務部	88
	企画部	32
	財政部	140
	地域づくり推進部	98
	市民生活部	149
	保健福祉部	201
	保健所	114
	こども部	466
	環境部	134
	経済産業部	39
	都市部	133
	土木部	147
	会計課	15
	公益法人等派遣職員	10

	小計	1,766
その他の部局	水道部	63
	議会事務局	15
	選挙管理委員会事務局	7
	監査事務局	7
	農業委員会事務局	8
	教育委員会	276
	消防局・消防署	464
合 計		2,606

2 職員の給与の状況

市職員の給与などは、市議会の議決を経た条例とそれに基づく規則で定められています。

(1) 給与の種類と内容

ア 毎月決まって支給されるもの

区 分	内 容
給 料	正規の勤務時間による勤務に対する報酬で、職務の種類と内容に応じて定められた給料表に基づき支給されます。民間企業における基本給に相当するものです。
地 域 手 当	地域の民間賃金水準に応じて職員に支給される手当です。
扶 養 手 当	扶養親族を有する職員に対して支給される手当です。
住 居 手 当	借家・借間又は自宅に居住する職員に支給される手当です。
通 勤 手 当	通勤のため、交通機関（電車・バス等）や自動車等を利用している職員に支給される手当です。
管 理 職 手 当	管理又は監督の地位にある一定範囲の職員に対して支給される手当です。
そ の 他	義務教育等教員特別手当等

イ 勤務実績に応じて支給されるもの

区 分	内 容
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた職員に支給される手当です。
特殊勤務手当	危険、不快、不健康又は困難な勤務、その他特殊な勤務に従事した職員に支給される手当です。
そ の 他	休日勤務手当、夜間勤務手当等

ウ 一定の時期に支給されるもの

区 分	内 容
期末・勤勉手当	民間における賞与（ボーナス）等に見合う手当として支給される手当です。
退職手当	職員が退職した場合に、一時金として支給される手当で、民間企業における退職金に相当するものです。

3 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成28年1月1日)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B)/(A)	(参考) 平成26年度の 人件費率
平成27年度	409,001人	126,358,262千円	3,844,107千円	22,593,272千円	17.90%	19.60%

(注意)

1. 人件費とは、一般職職員の給与（給料＋手当）・退職手当・共済組合負担金、特別職の給料・報酬などをいいます。
2. 実質収支＝歳入総額－（歳出総額＋翌年度へ繰り越すべき財源）

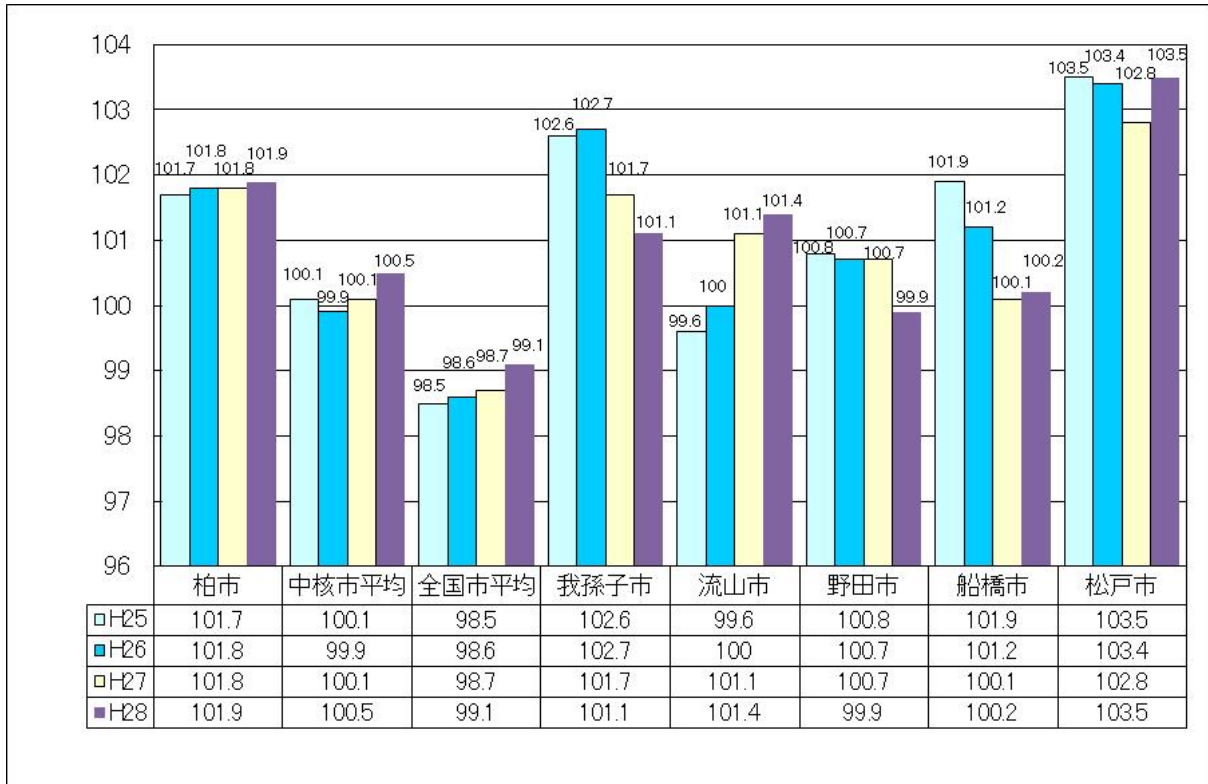
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 (A)	給与費				一人当たり 給与費 (B)/(A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
平成27年度	2,381人	9,434,061千円	2,440,466千円	3,619,625千円	15,494,152千円	6,507千円

(注意)

1. 給与費については、任期付短時間再任用職員の給与費を含んでおり、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年 4 月 1 日現在）



(注意)

- ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を 100 として計算した指数です。

柏市のラスパイレス指数は、国家公務員と比べ、職員の昇格・昇任の年数等が異なることから、特に高齢層において高くなっており、全体で 100 を超えています。給与制度及び給与体系については、引き続き人事院勧告に準拠し、適正な水準となるよう努めていきます。
- 平成 25 年は、国家公務員の時限的な給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値です。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

区 分	内 容
給料表の見直し	一般職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均約 2 パーセント引下げ。若年層については改定を行わず、高齢層については最大 4 パーセントの引下げ。激変緩和のため、3 年間（平成 30 年 3 月 31 日まで）の経過措置（現給保障）を実施。他の給料表についても、一般職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施
諸手当の見直し	管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施
実施時期	平成 27 年 4 月 1 日

4 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(平成28年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
柏市	41.0歳	312,525円	405,528円	362,081円
千葉県	41.9歳	320,939円	413,111円	373,979円
国	43.6歳	331,816円	—	410,984円
中核市平均	41.8歳	321,769円	412,395円	367,696円
我孫子市	44.0歳	340,291円	438,510円	403,211円
流山市	42.3歳	324,329円	421,164円	380,455円
野田市	43.8歳	338,062円	416,784円	386,391円
船橋市	39.8歳	303,386円	424,718円	366,691円
松戸市	40.9歳	306,357円	419,508円	371,071円

(2) 柏市職員のモデル給与例（行政職（一） 平成28年4月現在）

(単位：円)

職務	年齢	家族構成等 扶養家族	住居	月例給	内訳					期末勤勉 額 (ボーナス) (年間4.2ヶ月分)	年収
					給料	扶養手当	管理職手当	地域手当	住居手当		
部長	58歳	配偶者	持家	618,363	476,937	13,000	87,764	34,662	6,000	2,583,812	10,004,168
課長	55歳	配偶者 子1人(大学生)	持家	554,125	430,445	24,500	62,154	31,026	6,000	2,271,313	8,920,813
主幹	50歳	配偶者 子2人(高校生)	持家	517,874	407,400	36,000	39,500	28,974	6,000	2,094,333	8,308,821
主査	40歳	配偶者 子2人(小学生・中学生)	持家	371,594	318,900	26,000	0	20,694	6,000	1,562,383	6,021,511
主任	30歳	配偶者	借家	295,604	240,400	13,000	0	15,204	27,000	1,106,089	4,653,337
主事	25歳			203,520	192,000	0	0	11,520	0	854,784	3,297,024

上記のほか、支給要件に応じて、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当等が支給されます。

(3) 技能労務職(その1)

区分	公務員					民間(注釈1)(注釈2)			参考 A/B
	平均 年齢	職員数	平均給料 月額	平均給与 月額 (A)	平均給与 月額 (国比較ベース)	対応する 民間の 類似職種	平均 年齢	平均給与 月額 (B)	
柏市	52.9歳	160人	322,567円	383,005円	356,747円				
うち清掃職員	52.8歳	68人	341,516円	418,198円	382,348円	廃棄物処理業 従業員(全国)	45.3歳	290,300円	1.44
うち学校給食員	55.6歳	17人	324,153円	354,402円	350,890円	調理士(千葉県)	44.0歳	289,800円	1.22
うち用務員	55.2歳	7人	314,029円	344,012円	340,236円	用務員(全国)	55.2歳	199,900円	1.72
うち自動車運転手	53.8歳	2人	361,100円	485,150円	415,531円	自家用自動車 運転者(千葉県)	56.2歳	255,300円	1.90
うち守衛	53.7歳	7人	359,743円	474,272円	394,419円	守衛(千葉県)	48.2歳	253,300円	1.87
うちその他の 技能労務職員	51.9歳	59人	295,566円	341,020円	324,425円				
千葉県	52.9歳	497人	322,693円	384,075円	362,717円				
国	50.4歳	2,876人	287,447円	-	329,358円				
中核市平均	48.6歳	263人	331,379円	394,461円	365,038円				
我孫子市	50.5歳	39人	365,452円	432,703円	412,755円				
流山市	50.1歳	94人	311,059円	366,180円	346,263円				
野田市	53.1歳	56人	358,677円	419,994円	397,260円				
船橋市	51.4歳	300人	350,032円	446,648円	405,492円				
松戸市	53.1歳	256人	334,172円	398,307円	379,345円				

(4) 技能労務職(その2)

区分	参考 年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	(C)/(D)
柏市	6,007,632円	-	-
うち清掃職員	6,593,568円	3,968,100円	1.66
うち学校給食員	5,729,983円	3,333,200円	1.72
うち用務員	5,214,532円	2,732,900円	1.91
うち自動車運転手	7,597,367円	3,009,600円	2.52
うち守衛	7,398,782円	3,313,900円	2.23
うちその他の 技能労務職員	5,287,464円	-	-

(注意)

1. 民間データは、国の調査（賃金センサス平成 25 年度～平成 27 年度の平均）によるものです。
2. 柏市が正規職員（臨時及び短時間勤務職員を除く）を対象としているのに対し、民間データはパートタイム労働者を含む常用労働者を対象としていることから、経験年数、平均年齢、業務内容、雇用形態等が一致していないため、単純に比較することはできません。

(5) 高等学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
柏市	44.6 歳	382,020 円	464,915 円	440,800 円
千葉県	44.8 歳	366,921 円	442,485 円	—
中核市平均	46.3 歳	390,925 円	458,527 円	—
船橋市	44.3 歳	376,453 円	467,742 円	—

(6) 消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
柏市	40.6 歳	316,901 円	423,286 円	366,453 円
中核市平均	38.5 歳	303,457 円	404,850 円	348,080 円
我孫子市	40.4 歳	320,112 円	411,365 円	377,180 円
流山市	39.7 歳	310,105 円	411,124 円	364,288 円
野田市	41.6 歳	325,168 円	434,593 円	375,001 円

(注意)

1. 「平均給料月額」とは、平成 28 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
2. 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

(7) 職員の初任給の状況

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

区分		柏市	国
一般行政職	大学卒	183,300 円	(総合職) 181,200 円 (一般職) 176,700 円
	高校卒	149,000 円	144,600 円
技能労務職	高校卒	151,500～177,300 円	—
	中学卒	146,700～170,600 円	—
消防職	大学卒	190,200 円	—
	高校卒	160,200 円	—

(8) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

区分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	273,650 円	368,758 円	405,441 円	427,800 円
	高校卒	—	321,900 円	355,075 円	399,050 円
技能労務職	高校卒	—	321,563 円	358,150 円	379,100 円
高等学校教育職	大学卒	318,517 円	404,664 円	413,062 円	423,258 円
消防職	大学卒	269,717 円	347,383 円	400,725 円	419,309 円
	高校卒	—	320,400 円	370,163 円	400,300 円

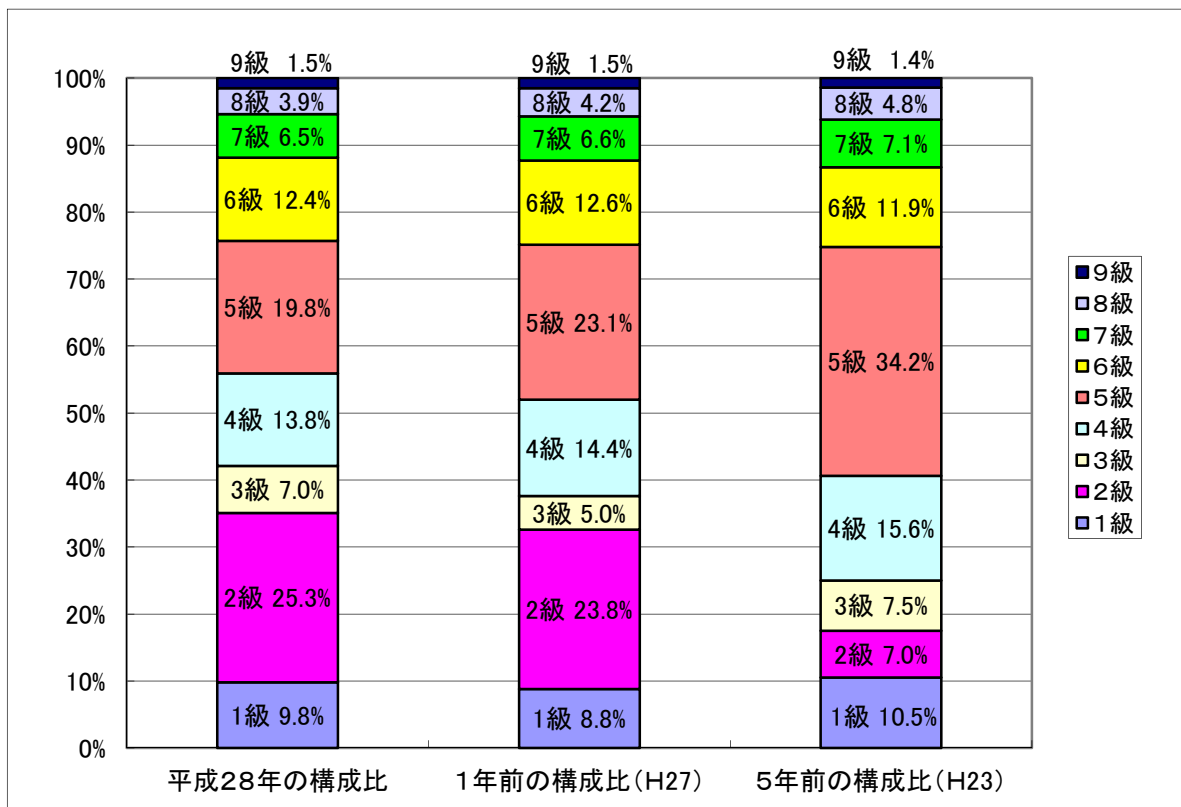
5 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成28年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
9級	部長	17人	1.5パーセント	457,200円	531,600円
8級	次長	44人	3.9パーセント	406,900円	475,100円
7級	課長	73人	6.5パーセント	361,300円	455,000円
6級	主幹	140人	12.4パーセント	317,000円	431,000円
5級	副主幹	223人	19.8パーセント	286,200円	416,800円
4級	主査	155人	13.8パーセント	259,900円	371,300円
3級	主任	79人	7.0パーセント	220,200円	357,600円
2級	主事	285人	25.3パーセント	166,100円	312,800円
1級	主事補	110人	9.8パーセント	140,100円	246,700円

(注意)

1. 柏市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2. 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成 21 年 7 月 1 日の昇給から、行政職（一）6 級以上及び医療職 3 級以上の職員（課長補佐級以上の管理職）に対し、人事評価制度による査定昇給を実施しています。

平成 27 年度の実施状況は以下の表のとおりです。

ア 昇給区分・昇給号給数・適用人数

昇給区分	S (極めて良好)	A (特に良好)	B (良好)	C (やや不良)	D (不良)
昇給号給数	8 号給 (2 号給)	6 号給 (1 号給)	4 号給 (昇給なし)	2 号給 (昇給なし)	昇給なし
適用人数	0 人 (0 人)	15 人 (1 人)	402 人 (180 人)	1 人 (0 人)	0 人 (0 人)

(注意)

() 内の号給数及び人数は、年齢による昇給抑制の適用を受ける者の昇給号給数及び適用人数です。

6 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

区分	柏市 (平成 27 年度)	国 (平成 27 年度)
1 人当たり 平均支給額	1,418 千円	—
支給割合 (期末手当)	2.60 (1.45) 月分	2.60 (1.45) 月分
支給割合 (勤勉手当)	1.60 (0.75) 月分	1.60 (0.75) 月分
加算措置の 状況	職制上の段階、職務の級等による加算措置あり	職制上の段階、職務の級等による加算措置あり

(注意) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当（平成 28 年 4 月 1 日現在）

柏市			国		
（支給率）	自己都合	早期・定年	（支給率）	自己都合	早期・定年
勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分	勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の 加算措置	定年前早期退職特例措置 2～45 パーセントの加算		その他の 加算措置	定年前早期退職特例措置 2～45 パーセントの加算	
1 人当たり 平均支給額	5,622 千円	23,129 千円			

（注意）

退職手当の 1 人当たり平均支給額は、平成 27 年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（平成 28 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成 27 年度決算）	630,101 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成 27 年度決算）	234,238 円
支給対象地域	柏市（全域）
支給率	6 パーセント
支給対象職員数	2,537 人
国の制度（支給率）	6 パーセント
地域手当補正後のラスパイレス指数 （ラスパイレス指数）	101.8 (101.8)

（注意）

地域手当補正後のラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

（補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給率）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

(4) 特殊勤務手当(その1) (平成28年4月1日現在)

支給実績 (平成27年度決算)	65,492 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成27年度決算)	78,339 円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成27年度)	31.1 パーセント
手当の種類 (手当数)	15 種類

(5) 特殊勤務手当(その2) (平成28年4月1日現在)

主な手当 の名称	主な支給 対象職員	主な支給 対象業務	支給実績 (27年度決算)	支給単価
行旅死病人 取扱手当	生活支援課職員	死亡人等の取扱作業業務	0 千円	1 件 1,500 ～3,000 円
保健衛生業 務手当	消防職員・保健 所職員	防疫業務, 精神保健業務, 犬取扱業務	1,105 千円	日額 400 円
危険作業 手当	消防・資産管理 課・北部クリー ンセンター職員	火災・水防・ 有害物取扱作業	1,195 千円	日額 400 円
滞納整理 手当	収納課・市民税 課・資産税課・ 保険年金課・債 権管理室職員	1. 滞納整理に伴う外勤交渉 業務 2. 財産差押業務	246 千円	1. 日額 400 円 (月限度2,000円) 2. 1 件 400 円 (月限度1,000円)
社会福祉 業務手当	生活支援課・福 祉活動推進課・ 障害福祉課・保 育運営課職員	査察指導及び心身障害者施 設における指導業務	5,421 千円	月額 4,000 ～5,000 円
労務手当	北部・南部クリ ーンセンター・ 環境サービス 課・道路サービ ス事務所職員	ごみ・焼却・土木作業等業 務	11,043 千円	日額 100 ～1,350 円
機関員手当	消防職員	消防車両の機関業務	3,921 千円	月額 1,500 ～2,000 円
救急手当	消防職員	消防関係救急業務	11,414 千円	1 回 200 円

技術手当	消防職員	救急救命業務，電気工作物の保安業務，ボイラーの取扱業務	4,303 千円	月額 5,000 円
建築主事業務手当	建築指導課職員	建築確認の業務に従事した建築主事	228 千円	月額 5,000 円
用地交渉手当	北部整備課・道路整備課職員	土地の取得等のための交渉業務	146 千円	日額 450 円
施設管理者手当	各施設管理者に任命された職員	衛生管理者，整備管理者	644 千円	月額 2,000 円
夜間特殊業務手当	消防職員	正規の勤務時間として夜間の業務に従事した交替制職場の消防職員	17,111 千円	1 勤務 410 円
教員特殊業務手当	市立高校教諭	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務	8,340 千円	日額 2,400 ～12,800 円
教育業務連絡指導手当	市立高校教諭	教育職員の主任等で教務その他教育に関する業務の連絡調整及び指導助言に係る業務	375 千円	日額 200 円

(注意) 主な支給対象職員は，上記職員のうち当該業務に従事した職員です。

(6) 時間外勤務手当

支給実績（平成 26 年度決算）	672,241 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成 26 年度決算）	336 千円
支給実績（平成 27 年度決算）	672,233 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成 27 年度決算）	337 千円

(注意)

職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は，「支給実績（各年度の決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員，教育職員等，制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり，短時間勤務職員を含む。

(7) その他の手当 (平成 28 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成 27 年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (平成 27 年度決算)
扶養手当	1. 配偶者 13,000 円 2. 配偶者以外の扶養親族 1 人につき 6,500 円 (補足) ・ 配偶者なしの者 1 人目は 11,000 円 ・ 16 歳～22 歳までの子 1 人 5,000 円加算	同じ	なし	239,317 千円	226,840 円
住居手当	1. 借家の場合 家賃の額に応じて 27,000 円を限度に支給 2. 自宅所有者 6,000 円 ※自宅所有者に係る手当 は平成 30 年度より廃止	異なる	国は、自宅所有者への支給はしていない	262,875 千円	153,101 円
通勤手当	1. 電車・バス利用の場合 最長の定期代の 1 ヶ月分相当額を 55,000 円限度に毎月支給 2. 乗用車等利用の場合 使用距離に応じ月 2,100～31,600 円を支給	異なる	国は、定期代 55,000 円を限度に一括支給	216,158 千円	87,762 円

7 特別職の報酬等の状況（平成28年4月1日現在）

区分		給料月額等						
			(参考) 中核市平均 における 最高/最低額	我孫子市	流山市	野田市	船橋市	松戸市
給料	市長	955,000円	1,180,000円 /722,400円	837,000	926,500	972,000	1,076,000	1,050,000
	副市長	785,000円	960,000円 /717,600円	716,000	800,000	831,000	818,000	860,000
	常勤監査委員	654,000円	-	-	-	-	-	-
報酬	議長	663,000円	827,000円 /625,000円	530,000	547,900	547,000	759,000	720,000
	副議長	593,000円	748,000円 /555,000円	470,000	488,100	492,000	686,000	660,000
	議員	573,000円	710,000円 /510,000円	440,000	458,250	450,000	613,000	590,000
期末手当	市長	(27年度支給割合) 4.10月分 (算定方式) 給料月額×地域手当1.06×加算1.2×支給割合						
	副市長							
	常勤監査委員							
	議長	(27年度支給割合) 4.10月分 (算定方式) 報酬月額×加算1.2×支給割合						
	副議長							
	議員							
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)				
	市長	給料月額×在職月数×0.36	16,502千円	任期ごと				
	副市長	給料月額×在職月数×0.20	7,536千円	任期ごと				
	常勤監査委員	給料月額×在職月数×0.16	5,022千円	任期ごと				

(注意)

退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

8 柏市特別職・議員の報酬等（平成28年4月現在）（単位：円）

職務	月例分	(内訳)		期末手当(ボーナス) (年間4.10ヶ月分)	年収
		報酬・給料	地域手当		
市長	1,012,300	955,000	57,300	4,980,516	17,128,116
副市長	832,100	785,000	47,100	4,093,932	14,079,132
常勤監査委員	693,240	654,000	39,240	3,410,741	11,729,621
議長	663,000	663,000	—	3,261,960	11,217,960
副議長	593,000	593,000	—	2,917,560	10,033,560
議員	573,000	573,000	—	2,819,160	9,695,160

9 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

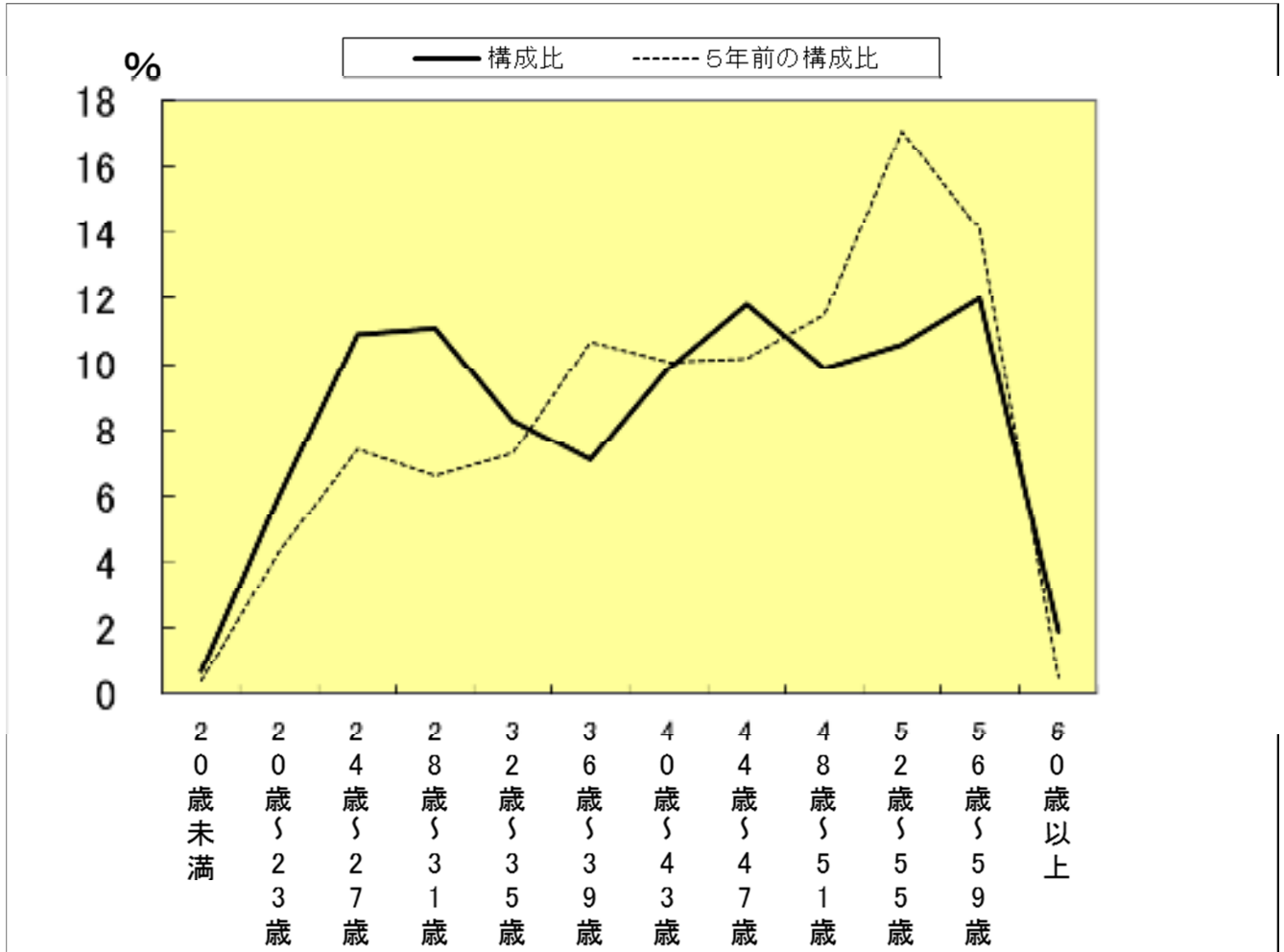
(各年4月1日現在)

区分／部門		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成27年	平成28年		
普通会計部門	議会	15	15	0	
	総務・企画	331	327	-4	近隣センター新設，職員派遣（増） 国勢調査終了，市民交流センター等への 指定管理者制度の導入，育休代替の解消 （減）
	税務	133	132	-1	育休代替の解消（減）
	労働	2	2	0	
	農林水産	22	22	0	
	商工	13	13	0	
	土木	241	246	5	道路・橋梁の老朽化対策，空き家対策の 一元化及び体制強化（増） 道路整備業務の合理化（減）
	民生	608	612	4	指導監査体制強化，子どもの貧困対策， 生活保護受給者数増（増） 福祉バスの見直し，児童手当等の窓口業 務民間委託（減）
	衛生	281	272	-9	地域医療の推進，難病対象疾患の増 （増） 家庭用一般ごみの一部民間委託，育休代 替の解消（減）
	計	1,646	1,641	-5	<参考> 人口1万人当たり職員数（平成28年） 40.02人 類似団体の人口1万人当たり職員数（平 成27年）43.58人
	教育部門	281	276	-5	学校新設準備，学びづくりフロンティ ア，教職員の研修（増） 沼南公民館の近隣センター化，給食調理 の民間委託（減）
	消防部門	459	464	5	研修派遣，退職者代替（増） 県への派遣解消（減）
	小計	2,386	2,381	-5	<参考> 人口1万人当たり職員数（平成28年） 58.07人 類似団体の人口1万人当たり職員数（平 成27年）61.03人
公営企業等会計部門	病院	3	3	0	
	水道	61	63	2	設備老朽化対策（増）
	下水道	45	45	0	
	その他	110	114	4	介護認定審査件数増，国保料滞納整理強 化（増） 国保窓口業務の民間委託拡大（減）
	小計	219	225	6	
合計		2,605	2,606	1	<参考> 人口1万人当たり職員数（平成28年） 63.56人
		[2,600]	[2,600]	[0]	

- (注意) 1. 職員数は一般職に属する職員数（教育長を含む）です。
2. []内は，条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況

(平成 28 年 4 月 1 日現在)



(単位：人)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	17	156	284	290	215	185	258	307	257	275	312	50	2,606

(3) 職員数の推移

区分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	過去5年間の 増減数(率)	
一般行政	1,645	1,636	1,627	1,635	1,646	1,641	-4	(-0.2パーセント)
教育	322	309	295	290	281	276	-46	(-14.3パーセント)
消防	456	461	460	461	459	464	8	(1.8パーセント)
普通会計 計	2,423	2,406	2,382	2,386	2,386	2,381	-42	(-1.7パーセント)
公営企業 会計計	218	217	215	216	219	225	7	(3.2パーセント)
総合計	2,641	2,623	2,597	2,602	2,605	2,606	-35	(-1.3パーセント)

(注意) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

10 公営企業職員の状況(水道事業)

水道部職員の給与等は、市議会の議決を経た条例とそれに基づく規程により定められており、特殊勤務手当を除き、市長部局の職員に準じています。

(1) 職員給与費の状況

ア 決算(その1)

区分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B) / (A)	(参考) 平成26年度の総 費用に占める職 員給与費比率
平成27年度	6,070,084千円	2,010,000千円	522,330千円	8.6パーセント	7.8パーセント

イ 決算(その2)

区分	職員数 (A)	給与費				一人当たり 給与費 (B) / (A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
平成27年度	72人	278,853千円	52,524千円	107,878千円	439,255千円	6,101千円

(注意)

1. 職員手当には退職手当を含みません。
2. 職員数は、平成28年3月31日現在の人数です。

(2) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
柏市水道部	44.9 歳	328,048 円	398,035 円

(3) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

区分	柏市 (平成 27 年度)
1 人当たり平均支給額	1,498 千円
支給割合 (期末手当)	2.60(1.45) 月分
支給割合 (勤勉手当)	1.60(0.75) 月分
加算措置の状況	職制上の段階、職務等による加算措置あり

(注意) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当 (平成 28 年 4 月 1 日現在)

(支給率)	自己都合	早期・定年
勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の 加算措置	定年前早期退職特例措置 2~45 パーセントの加算	

ウ 地域手当（平成 28 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成 27 年度決算）	17,691 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額 （平成 27 年度決算）	245,708 円
支給率	6 パーセント
支給対象職員数	75 人

エ 特殊勤務手当（平成 28 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成 27 年度決算）		103 千円		
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成 27 年度決算）		7,923 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成 27 年度）		17.3 パーセント		
手当の種類（手当数）		3 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (27 年度決算)	支給単価
水道技術 管理者手当	右の職に任命 された職員	水道技術管理者の職 にある者	60 千円	月額 5,000 円
管理手当	右の職に任命 された職員	衛生管理者の職にあ る者	22 千円	月額 2,000 円
緊急事故 処理手当	全職員	緊急事故処理のため 勤務時間外に出勤し た者	21 千円	1 回 1,500 円

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成 26 年度決算）	7,175 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成 26 年度決算）	146 千円
支給実績（平成 27 年度決算）	4,483 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成 27 年度決算）	90 千円

(注意)

職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（各年度の決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員，教育職員等，制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり，短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成 28 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成 27 年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (平成 27 年度決算)
扶養手当	1. 配偶者 13,000 円 2. 配偶者以外の扶養親族 1 人につき 6,500 円 (補足) ・ 配偶者なしの者 1 人目は 11,000 円 ・ 16 歳～22 歳までの子 1 人 5,000 円加算	同じ		7,170 千円	231,279 円
住居手当	1. 借家の場合 家賃の額に応じて 27,000 円を限度に支給 2. 自宅所有者 6,000 円 ※自宅所有者に係る手当 は平成 30 年度から廃止	同じ		6,367 千円	135,458 円
通勤手当	1. 電車・バス利用の場合 最長の定期代の 1 ヶ月 分相当額を 55,000 円限度 に毎月支給 2. 乗用車等利用の場合 使用距離に応じ月 2,100～31,600 円を支給	同じ		5,399 千円	81,805 円

1 1 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間・休日

勤務時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分（うち休憩時間 60 分）
週休日	日曜日及び土曜日
休日	祝日（国民の祝日に関する法律に規定する休日） 年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）

（注意） 職種や職場により、上記と異なる場合があります。

(2) 年次有給休暇

制度概要	平均取得日数
1 年度につき 20 日付与 現年度付与分の残日数のみ翌年度に繰越し可	行政職（一） 13.6 日 行政職（二） 17.5 日

(3) その他の休暇・休業制度

種類	内容、取得要件等	日数・期間
病気休暇	傷病のため療養を要する場合	90 日以内（結核性疾患の場合は 1 年以内）
特別休暇	結婚、出産、子供の看護、忌引、夏季、ボランティア等の特別の理由により勤務しないことが相当である場合	規則で定められた日数又は期間
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病等により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当である場合	要介護者 1 人につき 6 月以内（期間中無給）
組合休暇	登録された職員団体の業務に従事する場合又は登録された職員団体の加入する上部団体の業務で当該職員団体の業務と認められるものに従事する場合	1 年につき 30 日以内（期間中無給）
育児休業	子の養育のため勤務時間のすべてを勤務しないことが承認される場合	子の満 3 歳の誕生日の前日まで（期間中無給）
部分休業	子の養育のため勤務時間の一部を勤務しないことが承認される場合	子の小学校就学前まで（1 日 2 時間以内、期間中無給）

1 2 職員の分限及び懲戒の状況

(1) 分限処分

分限処分とは、職員が一定の事由によってその職務を十分に果たすことができない場合に行われる処分で、公務能率の維持を目的としてなされます。処分には、降任・免職・休職・降給の4種類があります。

区分	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合	-	-	-	-	-
心身の故障の場合	-	-	25	-	25
職に必要な適格性を欠く場合	-	-	-	-	-
廃職又は定数の改廃等により過員等を生じた場合	-	-	-	-	-
刑事事件に関し起訴された場合	-	-	-	-	-

(2) 懲戒処分

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うための処分で、公務における規律と秩序を維持することを目的としてなされます。処分には、戒告・減給・停職・免職の4種類があります。

区分	戒告	減給	停職	免職	計
法令等に違反した場合	-	-	-	-	-
管理監督責任	-	-	-	-	-

1 3 職員のサービスの状況

職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、全力で職務を遂行しなければいけません。職務の遂行に当たって職員が守るべき義務は、次のとおりです。

職員が守るべき義務

法令等及び上司の職務上の命令に従う義務	職員は、法令等の定めに従い、かつ上司の職務上の命令に忠実に従わなければなりません。
信用失墜行為の禁止	職員は、職の信用を傷つけたり、職の全体の不名誉となる行為をしてはいけません。
秘密を守る義務	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。

職務に専念する義務	職員は、勤務時間中全力で職務を遂行しなければいけません。ただし、研修を受ける場合、厚生に関する計画の実施に参加する場合などに限り、職務専念義務が免除されます。
政治的行為の制限	職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与する等の政治的行為が制限されています。
争議行為等の禁止	職員は、争議行為等（ストライキなど）が禁止されています。
営利企業等の従事制限	職員は、営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合には許可を受けなければなりません。なお、公務の遂行に悪影響を及ぼさないと判断できる場合には、任命権者（市長等）の許可を得ることによって営利企業等に従事することができます。

1 4 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修

ア 人材育成基本方針

柏市では、職員の人材育成基本方針として、人材育成の目的を(1)住民福祉の増進(2)職員の自己実現と位置づけ、この目的を実現するため、求められる職員像として(1)チャレンジ精神にあふれ、改善・改革を推進する職員(2)市民と対話できる職員(3)課題形成、政策の提案・実施ができる職員(4)全体の奉仕者としての意識を持った職員の4つを掲げています。

具体的な取り組みとしては、(1)効果的な人材育成システムの構築(2)期待役割を担うことができるための能力の開発(3)専門的な知識の習得と総合的な調整能力の開発(4)人事諸制度を活かした人材育成の展開を進め、これらの職員像の実現を図ることとしています。

イ 研修実績

(ア) 階層別研修

研修名	研修時間(時間)	受講者数(人)
採用職員研修(1部)	38.75	140
採用職員研修(2部)	30	136
採用職員研修(3部)	7	113
新任主事研修	19	78
新任主任研修	14.5	52
新任主査研修	7	22

新任担当リーダー研修	14.5	56
新任管理職研修	14.5	43
新任所属長研修	7	30
一般職員研修（1部）	7	95
一般職員研修（2部）	7	70
再任用研修	4	42
合計（12コース）		877

(イ) 特別研修

研修名	研修時間(時間)	受講者数(人)
採用職員指導担当者研修	3	107
接遇研修（応用編）	7	22
第5次総合計画の開始にあたって	2	89
障害者差別解消法の施行にあたって （所属長対象）	2	112
〃 （担当リーダー対象）	2	115
合計（5コース）	-	445

(ウ) 特別派遣研修

研修名	件数等	派遣者数(人)
先進都市派遣研修	11団体	19
海外派遣研修	2か国	1

(エ) 外部教育機関派遣研修

研修機関名	件数	派遣者数(人)
自治大学校	4	4
国土交通大学校	4	4

全国建設研修センター	9	10
千葉県自治研修センター	24	60
市町村職員中央研修所	20	24
国際文化アカデミー	1	1
日本経営協会	41	49
統計研修所	1	1
合計	104	153

(オ) 自主研修

研修名	件数	受講者数(人)
夜間自己啓発講座	1	22

(カ) 合計

受講者，派遣者 合計	1,201
------------	-------

(2) 人事評価制度

柏市では、地方公務員法に基づき、職員の任用，給与，分限その他の基礎とするため、人事評価制度を実施しています。

この人事評価制度は、能力・実績に基づく人事管理を図ること及び公務能率を向上することを目的とした制度で、職員ごとに設定する課題（業務目標）に対する達成度等を評価する「業績評価」と、職務遂行過程において職員が発揮した能力等を評価する「意欲・業績・能力評価」から構成されています。

また、評価者と被評価者との面談を通じて課題設定やフィードバックを行うことによって、評価のみではなく、職務改善や人材育成に資する制度としています。

15 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度

職員の共済制度は、地方公務員等共済組合法に基づき、職員と市が分担拠出する財源により、千葉県市町村職員共済組合において、短期給付事業（医療関係等）、長期給付事業（年金関係）、福祉事業（人間ドック事業等）を行っています。

また、千葉県市町村職員互助会、柏市役所職員厚生組合において、職員の健康と自己啓発などの福利厚生に関する事業を行っています。

(2) 公務災害補償制度

職員が公務上・通勤途上の災害により、負傷等又は死亡した場合、地方公務員災害補償基金から一定の補償が行われます。

平成27年度の補償件数は、次のとおりです。

区分	傷病	死亡
公務災害	10	-
通勤災害	8	-

(3) 健康診断

内容	対象職員	受診者数(人)
新規採用職員健康診断	新規採用職員	118
定期健康診断	全職員(人間ドック等の受診者を除く)	1,147
特定業務従事者健康診断	深夜業務に従事する職員	385

16 公平委員会の業務の状況

業務の種別	件数
職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況	0
職員に対する不利益な処分についての不服申立ての状況	0

17 その他

(1) 職員採用試験の実施状況

職種	募集人数	応募者数	第1次 試験 受験者数	第1次 試験 合格者数	最終 試験 合格者数
一般行政（上級）	40人程度	486	412	272	57
一般行政（上級）[身体障害者対象]	7人程度	12	10	8	4
一般行政（上級）[自己推薦]	5人程度	33	31	22	8
一般行政（上級）[I LOVE 柏]	5人程度	177	141	47	10
一般行政（初級）	2人程度	47	37	23	6
一般行政（初級）[身体障害者対象]	2人程度	0	-	-	-
土木技師（上級）	20人程度	57	41	33	18
建築技師（上級）	3人程度	21	19	14	7
電気技師（上級）	2人程度	7	4	3	2
化学技師（上級）	1人程度	17	10	10	4
保育士（中級）	15人程度	92	76	51	30
薬剤師（上級）	1人程度	13	11	-	2
保健師（上級）	3人程度	22	20	12	7
看護師（中級）	1人程度	5	5	-	3
精神保健福祉士（上級）	1人程度	10	9	6	3
栄養士（中級）	1人程度	12	10	8	5
心理相談員（上級）	1人程度	20	17	-	2
消防職	15人程度	102	79	56	32
育休代替任期付保健師（上級）	2人程度	0	-	-	-
育休代替任期付保育士（中級）	10人程度	5	3	-	3
任期付給食調理員	9人程度	50	44	-	10
計		1,188	979	565	213

(補足)

1. 単位は「人」です。
2. 「最終試験合格者数」には、補欠合格者の数を含みます。

(2) 職員昇任選考の実施状況

(単位：人)

区分	受験者数	合格者数
管理職（6級職）昇任選考	65	40
4級主査選考	18	13